

萩・長門清掃工場は 解体ごみの受入れはできません



建物解体工事開始後の建物内の残置物(建物内に残置した廃棄物)は、解体に伴い生じた廃棄物(解体ごみ)となるため当工場では受入れできません。

※リフォーム工事なども同様です。



解体前に



建物解体工事開始前までに建物内から持ち出された残置物(可燃ごみ)は、当工場を受入れ可能です。

残置物の排出者(所有者)または萩市・長門市・阿武町の一般廃棄物許可業者が搬入してください。(個人のものである証明が必要です。)

※リフォーム工事なども同様です。

畳・ふすま・柱は、家屋の一部のため、建物解体に伴い排出された場合、受入れはできません。

※細かく裁断した場合も同様です。

ただし①～④の場合は受入可能です。

- ① 畳・ふすま店が家庭から発生(入替)した畳・ふすまを搬入する場合
- ② 家庭で放置されていた不要な畳・ふすまを本人が搬入する場合
- ③ 家庭で放置されていた不要な畳・ふすまを個人から委託された一般廃棄物許可業者が搬入する場合(個人のものである証明が必要です。)
- ④ 市町から大型・粗大ごみの収集を委託された事業者が搬入する場合

お住まいの市町のごみ分別表をご確認のうえ、正しいごみの搬入にご協力をお願いいたします。